

- 道路交通法施行規則等改正により、新基準原付の登場が今後見込まれることに伴い、駐車環境の確保が必要。
- 従前から実施している、自動二輪車の駐車環境の確保と併せて、適切な対応を求めていく。

背景

- 中央環境審議会第13次答申「**今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について**」(平成29年5月)を踏まえ、令和7年11月以降、**原動機付自転車**に対して、**新たな排出ガス規制**が開始
- 規制に対応した原付の開発等が困難である状況を踏まえ、警察庁の「**二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会**」が、以下の方針を提示
 - ▶ 総排気量50ccを超え125cc以下の二輪自動車のうち、「**最高出力**」を現行の原付と同等レベルに制御したものを原付免許で運転できるよう、**道路交通法体系の見直し**を行うこと
 - ▶ **新たな原付の扱い**が、現行の原付と整合するように関係諸制度を改めること
- 当該方針を踏まえて、以下の通り**道路交通法施行規則**及び**道路運送車両法施行規則**が改正

- **道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令**(R6.11.13公布・R7.4.1施行予定)
 - 道路交通法の「**一般原動機付自転車**」に新基準原付を追加
 - **道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令**(R6.11.13公布・施行)
 - **第一種原動機付自転車**に、新基準原付を追加 等
- ※ 一般原動機付自転車:原動機付自動車のうち道路交通法第2条第1項第10号イに該当するもの
- ※ 新基準原付:総排気量が50cc超125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下の二輪車

【参考】現行の法令における二輪車の区分

	自転車法(道交法:自転車等) ~50cc	駐車場法(道交法:自動車) ~125cc
道路交通法	原動機付自転車 (一般原動機付自転車)	自動二輪車(自動車) (普通自動二輪車)
【参考】 道路運送車両法	原動機付自転車 (第一種原動機付自転車)	自動車 (第二種原動機付自転車)

※ 道路交通法上の原動機付自転車には、一般原動機付自転車の他に特定小型原動機付自転車がある

自転車等駐車場における状況

- 自治体が設置する自転車等駐車場における**利用対象車両**を定める条例等では、**大半が道路交通法の規定**を引用。
- これらの、**現行原付を受け入れている自転車等駐車場は、道路交通法・道路運送車両法の改正に伴い、新基準原付も駐車が可能**

原動機付自転車の定義 (n=39)	都市数	割合
道路交通法	33	84.6%
道路運送車両法	3	7.7%
定義無し	3	7.7%

※ 政令市・特別区の条例を国土交通省確認(令和6年10月現在)

- 他方、以下の場合は、**実態として新基準原付の駐車ができない可能性**がある。
 - 実際の施設の看板等では50cc以下の原付と看板に記載されている場合
 - 民間協定等による管理の為条例で規定していない場合

対応

※ 道路交通法規則公布と同時に発出

- 地方公共団体に対して、以下の内容を**技術的助言として通知し**、適切な対応を求めていくこととする。
 - 第一種原付を受け入れている自転車等駐車場において、新基準原付が停められるよう、**規約や運用の確認**
 - 自転車等駐車場や自動車駐車場における、**原動機付自転車、自動二輪車の柔軟な受入**(過去の通知内容の徹底)
 - **車両区分・規格のみなおし、車両を受け入れるための改良**

・ 条例では、「原動機付自転車」となっている場合でも、現地での案内看板では、「50cc以下」となっている場合がある。

○ 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（抄）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

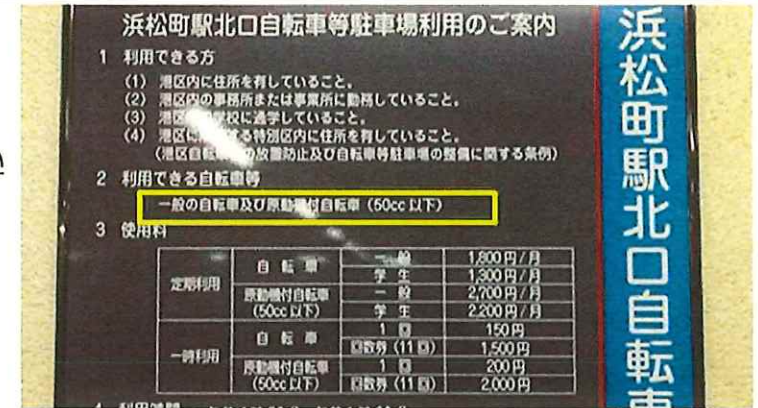
- 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四・五 (略)

（区立駐車場の設置）

第十五条 区は、この条例の目的を達成するため、港区立自転車等駐車場(以下「区立駐車場」という。)を設置する。

2 区立駐車場の名称及び位置並びに駐車可能な車両は、次のとおりとする。

名称	位置	駐車可能な車両
港区立田町駅東口自転車等駐車場	東京都港区芝浦二丁目三番先	自転車等
港区立品川駅港南口自転車等駐車場	東京都港区港南二丁目十四番六号	自転車等
港区立白金高輪駅自転車等駐車場	東京都港区高輪一丁目三番二十号先	自転車
港区立浜松町駅北口自転車等駐車場	東京都港区海岸一丁目二番二十四号	自転車等
港区立こうかん星の公園自転車等駐車場	東京都港区港南一丁目九番二十四号	自転車



・ 新基準原付の車両の規格は現行の原付より大きく、小型自動二輪車に近い可能性がある。

○ 二輪車車両区分見直しに関する検討の際の走行評価において使用された車両

現行原付（～50cc） 新基準原付（51～125cc、最高出力4kW） 現行小型二輪（51～125cc）



	ベンリィ	ギア	タクト	O50	PCX	リード125	Vision 110	CB125 R	G110	リード125	CB125 R	G110
車両重量	110kg	98kg	79kg	96kg	132kg	116kg	98kg	130kg	101kg	116kg	130kg	101kg
全長	1830mm	1850mm	1675mm	1660mm	1935mm	1845mm	1870mm	2040mm	1860mm	1845mm	2040mm	1860mm
軸距	1280mm	1280mm	1180mm	1210mm	1315mm	1275mm	1255mm	1345mm	1205mm	1275mm	1345mm	1205mm
全幅	690mm	680mm	670mm	695mm	740mm	680mm	685mm	820mm	705mm	680mm	820mm	705mm
最高出力	3.2kW	3.2kW	3.3kW	2.7kW	3.9kW (原付・原機)	4.0kW (原付・原機)	3.9kW (原付・原機)	3.8kW (原付・原機)	3.8kW (原付・原機)	8.3kW	11kW	5.9kW
最大トルク	4.2N・m	4.1N・m	4.1N・m	3.8N・m	7.5N・m (原機)	7.2N・m (原機)	7.1N・m (原機)	8.1N・m (原機)	7.0N・m (原機)	12N・m	12N・m	8.8N・m

【参考】道路上の自転車及び自動二輪車等（原動機付自転車を含む）の駐車場の整備に関する技術的指針

表 駐車ますの大きさ（単位：m）

	長さ	幅員
自転車	1.9	0.6
原動機付自転車	1.9	0.8
自動二輪車	2.3	1.0

出典：路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針（平成18年道路局地方道・環境課長）

出典：二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会報告書（令和5年12月）